

1 - 2 . 使用済製品・スクラップの輸入

(1) 日本からの輸出と中国への輸入

日本からの中国に解体鉄くず、廃モーター、自動車ガラ等の鉄スクラップ、銅くず・アルミくずなどの非鉄スクラップ、廃プラ、古紙など様々な再生資源が輸出されている。そのルートは、様々であるが、使用済家電、使用済自動車を例に示すと、次のようになる。

使用済家電の場合、家電リサイクル法のもとで解体され、廃モーター、廃コンプレッサー、廃電線・ケーブル、各種パーツ、あるいはプラスチック類などが回収されているが、これらは鉄くず、あるいは銅くず等の金属処理業者やナゲット業者、プラスチック処理業者に直接、あるいは大手商社、金属専門商社、またプラスチック専門商社を経由して流れていく。

金属処理業者に販売されたもの、例えば廃コンプレッサーなどは、中間処理され、金属別に分別され、また廃プラスチック類では分別専門業者で分別されることもあるが、分別物、また処理を経ずにそのまま、自社ルートで、また輸出専門商社、中国人バイヤーを通じて、輸出される。

この場合、金属全般を扱っている業者以外に、廃電線などの非鉄専門の間屋（収集業者）が存在している。

使用済自動車の場合、解体業者で回収された各種パーツは、一部は再生パーツ専門業者経由で、その他は金属処理業者、金属専門商社、大手商社経由で輸出され、また大手解体業者の場合では自ら金属スクラップを収集し、輸出する場合もある。また、小規模解体業者では、組合を作って、組合が商社機能を果たすこともある。

専門商社のなかには、中国系、台湾系、ロシア系などの商社、また直接海外からバイヤーがきて買い付けを行っているケースも増えている。

次に日本から中国に輸出する場合について、輸出時と輸入時に分けて、管轄部署、及び手続や検査等について述べる。

【日本から中国に輸出する場合】

はじめにその廃棄物が、バーゼル条約で規制されている有害廃棄物に該当するかの確認が必要である。例えば、廃塩ビを輸出する場合、塩ビには安定剤として鉛が含まれており、顔料にはカドミウムが使われている場合があり、いずれもバーゼル条約に抵触する可能性がある。また、廃塩ビ被覆線を輸出する場合、塩ビには上記のように鉛がバーゼル法で規制されている0.1重量%を超えて含まれているので、バーゼル条約の規制対象物となる可能性があるからである。

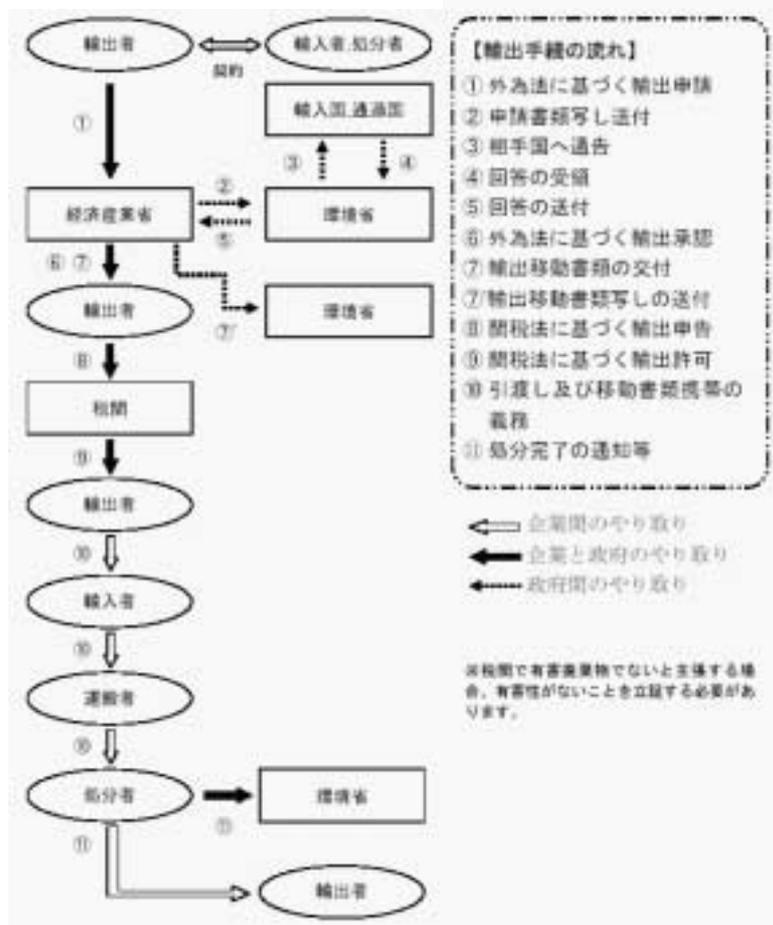
バーゼル条約：有害廃棄物の輸出時の許可制や事前通告制、不適正な輸出や処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定した国際条約。「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」

バーゼル法：バーゼル条約履行のための日本国内法。「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」

なお、一般的に、貨物を輸出入する場合、関税法に基づいた手続が必要となる。その際、他の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認等を必要とするものは、その許可、承認等を受けていることを税関に証明しなければならない。逆に、この許可、承認等を必要としないものであれば、そのことを示さなければならない。

バーゼル法では、規制対象となる廃棄物等（以下「特定有害廃棄物等」という。）を輸出しようとする場合は、図1-6に示すように、輸出貿易管理令に基づき、経済産業大臣の承認が必要となる。

図1-6 有害廃棄物の輸出手続



輸出手続を図に従って記述すると、

経済産業大臣は、輸出者から特定有害廃棄物等の輸出の申請があったときは、その写しを環境大臣に送付する。

環境大臣は、輸出先国及び通過国に対し、書面による事前通告を送付する。

環境大臣が輸出先国等から同意の回答を得るとともに、環境汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した上で、経済産業大臣は輸出者に対し、輸出を承認する。

経済産業大臣は、輸出の承認をしたときは、輸出者に対し、速やかに輸出移動書類を交付する。

バーゼル条約の附属書 VIII・IX に対応し、バーゼル法においても「特定有害廃棄物等」として規制対象となるもの、規制対象外となるものが、告示（バーゼル法第二条第一項第一号イに規定する物）において具体的に示されている。

原則として別表第一は規制の対象外となるもので、別表第二は規制の対象となるものである。別表第一、第二に掲載されていないものについては、別表第三で判断される（図1-7）。

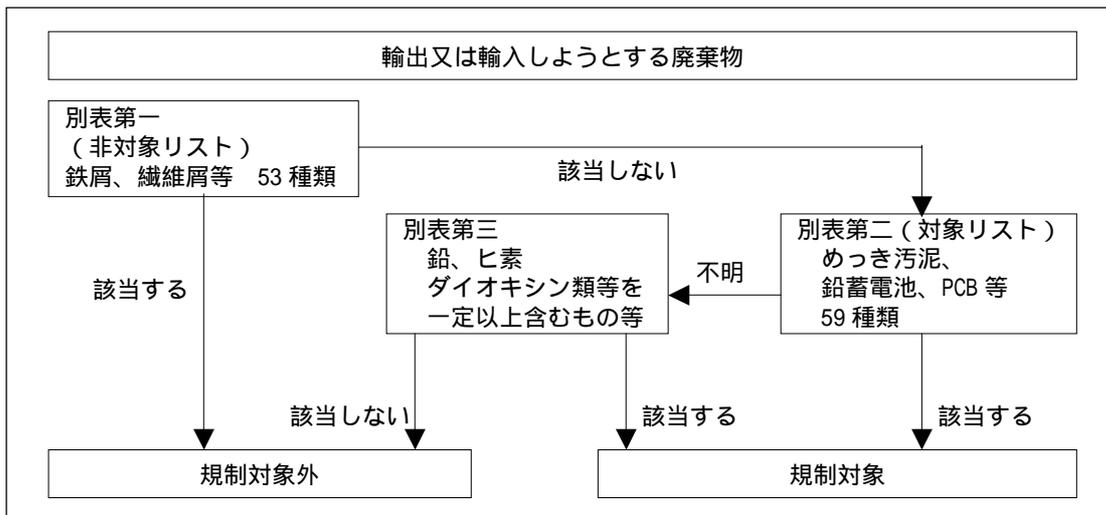


図1-7 バゼル法の規制対象物に関する告示の概要

輸出に係る管轄機関は、経済産業省、環境省、税関であるが、関係機関として後述する検査機関（会社）がある。

有害廃棄物等の輸出入、スクラップ等の輸出入を行うためには、税関申告時に所要の手続き（証明）が必要となる。

- ・ 特定有害廃棄物等に該当する場合 経済産業大臣の承認を受けていることの証明
- ・ 特定有害廃棄物等に該当しない場合 特定有害廃棄物等に該当しないことの証明

特定有害廃棄物等に該当しないことの証明とは、

1. 分析結果等により客観的に有害性の有無が判断できる資料の提示
2. 輸出入後にリサイクルされることが判断できる資料（有償取引であること、輸出入後の処分者がリサイクル業者であること等を示す資料）の提示
3. 廃棄物処理法の廃棄物ではないことが判断できる資料の提示

船積み前検査

国家環境保護局からライセンス（輸入許可）を受けた輸入業者が、輸出国（ここでは日本）の港から輸出される前に、国家質量監督検査検疫局または同局の指定検査機関による輸入廃棄物の船積み前の検査（中国が指定した廃物基準に適合しているか否かの判定）を受ける制度であり、検査をパスすれば中国の荷上港において当地の商品検査局がこれを確認することになっている。

対象品目：鉄鋼くず、非鉄金属くず、廃モーター、廃電線・ケーブル、五金くず（廃家電等）、
廃プラスチック、古紙、繊維くず、スラグ類

検査項目：放射性物質、腐食性物質、有害物質

検査機関：日本では、日中商品検査株式会社が指定されている。

日中商品検査株式会社

- ・ 国家商品検査検疫局の下部機関である CCIC（中国商品検査公司）と（社）日本海事検定協会の合併企業。
- ・ 業務内容として「船積み前検査」を行う。法定検査であり、中国政府のお墨付きを受けて実施。
- ・ 検査の実施は、基本的には同社が実施するが、検査数が多いことと、遠方までカバーできないことから、下記の2機関に委託している。
（社）日本海事検定協会（NKKK）
（財）新日本検定
- ・ 検査件数：月間約 800 件

ライセンス（輸入許可証）の取得には、中国が制定した規準によって発行される。このライセンスに基づいて、輸入業者が海外（この場合、日本）からスクラップを輸入する場合、前述した手続をパスし日本から出航した貨物が中国国内の港に到着すると、海関総署（税関）への申告、加えて国家質量監督検験検疫局の検査を受けなければならない。

なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、有害か無害かを問わず廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当する物の貿易を規制しており、当該「廃棄物」を輸入する場合には環境大臣の許可を必要とし、これを輸出する場合には、環境大臣の確認が必要となる。

【中国に輸入する場合】

中国の通関は、「一関三検」（海関（＝税関） 動植物検疫、衛生検査、商品検験局）を指す。海関（税関）の主な役割と担当部署は表1-11のようになる。

表1-11 海関の役割

役割	担当
密輸取締り	監視部門
監管貨物の管理	保税部門
適正な課税による関税、増徴税の徴収	通関審査部門

海関の中で、特に廃棄物や再生資源を輸入する場合、「関税法」の規定を受けて海関が審査する。その主な項目は、次のとおりである。

- ・ 輸入貨物の品名、規格、用途、産地、貿易方式等
- ・ 輸入貨物の契約、インボイス（送り状、明細書）他の適性な課税価格を証明するもの
- ・ 船荷証券、パッキングリスト等の船積書類
- ・ 荷主の名称、法定代表人、住所、資本状況、連絡方法と委託人の授權委任状等の資料
- ・ 契約当事者間の税関評価に係る関係
- ・ 貨物の処置、使用に関する特殊な制限、条件の有無

実際の海関での輸入審査では、次の問題が発生している。

- ・ インボイス、パッキングリストと現物が異なる。悪質と判断された場合は、貨物没収、送り返し、さらに罰金が課せられる。その結果、企業の信用度の低下、ブラックリスト掲載となる。
- ・ 輸入貨物の課税価格が、海関の有する相場表に比べて異なる。この場合、適正な関税、増徴税を免れようと低めに申告しているケースが多い。
- ・ 輸入許可証（ライセンス）、重要工業品輸入登記証明、機電産品輸入証明書、輸入廃物批准証明（古紙、スクラップ等）等が用意できていない。この場合、貨物が到着しても港に保管されたままになり、結果として保管費用等が請求されるなどのペナルティが課せられる。

なお、次項にも示したが、1996年に発布された各種廃棄物の輸入に関する基準は、参考資料を掲載した。

(2) 中国政府の規制動向

1991年

国家環境保護局及び税関発布「国外有害廃棄物の中国への越境移動を厳しく規制する通知」
特定の有害廃棄物の輸入制限。

1994年

国家環境保護局発布「欧州共同体からの輸入廃棄物への厳格な規制に関する暫定規定」

(1)赤色リスト、黄色リスト、緑色リストのうち、前者2つは輸入禁止。

(2)緑色リストの廃棄物について、次の3つに分類。

- ・自由に輸入してよい廃棄物（通常商業貿易ベース）
- ・環境保護局の審査を要する廃棄物（事前認可廃棄物）
- ・輸入禁止廃棄物

(3)リサイクル目的の場合、環境保護部門への許可申請・環境リスク評価を受ける必要。

1996年

「中華人民共和国固体廃物環境污染防治法」施行

目的：廃棄物による環境汚染を防止し、廃棄物の減量化・無害化・再資源化することを。
輸入し、リサイクルが保障される廃棄物をリストアップしている。

2000年2月の廃家電の輸入禁止措置もこの法律に基づく。

「廃物輸入環境保護管理暫行規定」

国家環境保護局、対外貿易経済合作部、海関総署、国家工商局と国家商検局発布

- ・国外の廃棄物を輸入し、国内で投棄埋立処分の禁止
- ・原料リサイクル不可固形廃棄物の輸入禁止。
- ・リサイクル可能固形廃棄物（表参照）の輸入時の環境保護部門の許可

表1-12 国家によって輸入が制限されている原料リサイクル可能廃棄物のリスト

分類	HSコード	名称
第1類		動物廃棄物
	0506.9010	骨のくず
第2類		スラグ、ドロス
	2619.0000	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る）、二酸化チタン及びバナジウム源のようなスラグの利用も入る。
第3類		木及び木工製品の廃棄物
	4401.3000	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかを問わない）
	4501.9000	コルクくず及び破砕し、粒にしまたは粉碎したコルク
第4類		古紙
	4707.1000	未さらしクラフト紙又はクラフト板紙及びコルゲート加工をした紙又は板紙
	4707.2000	その他の紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限り、全体を着色したものを除く）
	4707.3000	主として機械パルプから製造した紙または板紙（例えば、新聞、雑誌、その他これらに類する印刷物）
	4707.9000	その他のもの（区分していない古紙を含む）
第5類		繊維のくず

	5202.1000	綿糸くず（木綿系廃棄物）
	5202.9900	綿のくずで糸くず以外の反毛していないもの
	5505.1000	合成繊維のくず
	5505.2000	再生繊維くずまたは半合成繊維のくず
第6類		金属及びその製品のくず
	7204.1000	鑄鉄のくず
	7204.2100	ステンレス鋼のくず
	7204.2900	その他合金鋼のくず
	7204.3000	すずをめっきした鉄鋼のくず
	7204.4100	切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わない）
	7204.4900	上記以外の鉄鋼のくず
	7204.5000	再溶解用のインゴット
	7401.1000	銅のマット
	7401.2000	セメントカッパー（沈殿銅）
	7404.0000	銅のくず
	7503.0000	ニッケルのくず
	7602.0000	アルミニウムのくず
	7902.0000	亜鉛のくず
	8002.0000	すずのくず
	8103.1000	タンタルのくず
第7類		各種廃五金、電気機械、電気製品
第8類		廃輸送設備
	8908.0000	解体用の船舶その他の浮き構造物
第9類		特殊な輸入廃棄物
第10類		プラスチックのくず
	3915.1000	エチレンの重合体のもの及び工場端材
	3915.2000	スチレンの重合体のもの及び工場端材
	3915.3000	塩化ビニルの重合体のもの及び工場端材
	3915.9000	その他のプラスチック及び工場端材

1996年8月1日発効

「廃物輸入環境保護管理暫行規定に関する補充規定」

輸入者に対して船積み前検査が義務付けられた。国家輸出入商品検閲局（国家商検局）の全国統一的な輸入廃棄物の検査業務が決められた。

1996年9月12日発布

「輸入廃物船積み前検査管理規定」

この規定により、船積み前の検査が必要になった。

2000年1月26日

各省、自治区、直轄市及び計画単列市環境保護局、対外経済貿易委員会（丁、局）、広東分署、各直属海関、各直属出入境検閲検疫局から国家環境保護総局文件として「輸入第七類廃物の問題に関する通知について」が、「中華人民共和国固体廃物汚染環境防治法」「輸入廃物環境保護管理暫行規定」に基づき発表された。

2000年2月1日以降

国家環境保護総局が批准した輸入第七類廃物の中から、使用済みのテレビ、冷蔵庫エアコン、電子レンジ、パソコン等などを除くことになった。ただし、前もって契約していた場合に限っては、3月31日までの輸入を認めるが、4月1日以降は、それも輸入禁止となった。さらに、廃モーターや廃電線・ケーブルでは“回収銅”あるいは“回収アルミ”と記載するこ

とになった。海関総署では、「輸入廃物批准証書」と「入境貨物通知ユニット」に基づいて、チェックすることになった。その結果、これらの廃棄物の輸入が実質的に禁止され、中国国内の中小金属回収業者が、なかでも内陸部の業者が廃業に追い込まれた。

2001年12月23日

中華人民共和国対外経済貿易合作部、海関総署、国家環境保護総局2001年第36号公告

「中華人民共和国貨物輸出入管理条例」、「控制危険廃物越境移動及びその処理」、「中華人民共和国固体廃物汚染環境防治法」と「環境保護についての若干の問題に関する国务院の決定（国発1996 - 31号）」に基づき、「禁止輸入貨物目録」（第三批）が2002年1月1日から施行された。

表1-13 輸入禁止貨物目録(第3批)

番号	商品コード	商品名称
1	2620.2100	加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥
2	2620.6000	ヒ素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、ヒ素もしくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの
3	2620.9100	アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有するもの
4	2621.1000	都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物
5	2710.9100	ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)を含む廃油
6	2710.9900	その他の廃油
7	3006.8000	薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤、例えば使用期限を過ぎたもの）
8	3825.1000	都市廃棄物
9	3825.2000	下水汚泥
10	3825.3000	医療廃棄物
11	3825.4100	ハロゲン化合物の有機溶剤廃棄物
12	3825.4900	その他の有機溶剤廃棄物
13	3825.5000	金属浸漬液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物
14	3825.6100	有機物を主成分とする化学工業廃棄物
15	3825.6900	化学工業廃棄物
16	3825.9000	その他の化学工業、都市廃棄物、下水汚泥以外の廃棄物
17	7112.3010	貴金属又はその化合物を含む灰で金のもの
18	7112.3090	貴金属又はその化合物を含む灰で金、白金以外のもの

2001年12月30日

中華人民共和国対外経済貿易合作部、国家環境保護総局、海関総署、国家質量監督検験検疫局
2001年第41号公告

「中華人民共和国固体廃物汚染環境防治法」と「中華人民共和国貨物輸出入管理条例」に基づき、「原料として使用可能廃棄物に対する輸入制限」が2002年1月1日から施行された。

本リストに上げられている品目のものは、海関（税関）によって、国家環境保護部門と検験検疫部門が策定した「輸入廃物批准証書」と「入境貨物通関リスト」にてチェックされる。

表1-14 2002年1月1日付の輸入制限目録(第一批)

商品コード	商品名称	注釈
26190000	スラグ、ドロス(粒状スラグを除く)、スケールその他のくず(鉄鋼製造の際に生じるもの)	製鉄所で発生する(粒状スラグは除く)
39151000	エチレン重合体のくず(ポリエチレンのくず)	
39152000	スチレン重合体のくず(ポリスチレンのくず)	
39153000	塩化ビニル重合体のくず(塩ビのくず)	
39159000	その他プラスチックのくず	
72042100	ステンレスのくず	
72044900.10	廃自動車プレス品	
72044900.20	(シュレッダーなどの)鉄主体ミックスメタル	
74012000	セメントカッパー(沈殿銅)	
74040000.10	(シュレッダーなどの)銅主体ミックスメタル	廃モーター、電線・ケーブル、五金電気製品を含む
76020000.10	(シュレッダーなどの)アルミ主体ミックスメタル	廃電線・ケーブル、五金電気製品を含む
89080000	解体用船舶その他の浮き構造物	

しかし、この制限があるにも関わらず、日本も含めた海外からの制限廃棄物の輸出は続いている。理由は、中国の業者が廃棄物を原料として欲していることに他ならないが、中央政府の方針決定が、地方の税関、民間業者まで行き渡っていないことが原因でもある。

一方、中国では国内業者のみならず海外の輸出に関わる者と情報交換を始めとした様々な問題解決に向けた動きが出てきている。

2002年1月1日から施行された輸入制限は、中国側関係筋によれば、自由と禁止の「中間」に位置するものとしており、ある条件が満たされれば許可されるものとしている。その条件とは、

- 1) 許可証(ライセンス)があること。
- 2) 原料品質の問題がクリアされている。

2002年7月3日

中華人民共和国対外貿易経済合作部、海関総署、国家環境保護総局 2002年第25号公告

「中華人民共和国貨物輸出入管理条例」、「中華人民共和国固体废物污染环境防治法」及び「第七類廃物輸入に関する問題の通知について」(環発2000-19号)に基づき、現在公布の「禁止輸入貨物目録(第四批、第五批)」が、2002年8月15日に施行された。

輸入禁止措置に関しては、リサイクルの開発区を決め廃家電の再利用防止や汚染防止を管理できる見通しが立てば解除されるといわれている。リサイクルシステムの構築に関しては、開発区の指定、法律の整備と周知徹底、許可業者の更なる選定などが進められており、今春頃に何らかの決定がなされる。

表1-15 輸入禁止貨物目録(第四批)

番号	商品コード	商品名称
1	0501.0000	人髪(加工してないものに限る。洗ってあるかないかを問わない)及びそのくず
2	0502.1030	猪及び猪の毛のくず
3	0502.9020	あなぐま及びその他の毛で作られたもののくず
4	0503.0090.10	馬毛のくず
5	1703.1000	甘しゃ糖みつ

6	1703.9000	その他の糖みつ
7	2517.2000	スラグ、ドロスその他これらに類する工業残渣
8	2517.3000	タールマカダム
9	2620.2900	鉛を主成分とする灰及び残渣で加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥以外のもの
10	2620.3000	銅を主成分とする灰及び残渣
11	2620.9910	ウランを主成分とする灰及び残渣
12	2620.9990.90	その他の金属を含む灰及び残渣
13	4004.0000.10	ゴムのくず並びにその切りくず
14	4115.2000.10	革残渣、その灰、液状及び粉末状のもの
15	6309.0000	中古の衣類その他の物品
16	8548.1000	一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済の一次電池及び蓄電池

表1-16 輸入禁止貨物目録(第五批)

番号	商品コード	商品名称
1	8415.1010～8415.9090	エアコン
2	8417.8020	放射性廃物
3	8418.1010～8418.9999	冷蔵庫
4	8471.1000～8471.5090	自動データ処理機械及びその設備
5	8471.6010	モニター
6	8471.6031～8471.6039	プリンター
7	8471.6040～8471.9000	パソコン類
8	8516.5000	電子レンジ
9	8516.6030	電気釜
10	8517.1100～8517.1990	電話機
11	8517.2100～8517.2200	ファクシミリ及びテレプリンター
12	8521.1011～8521.9090	ビデオデッキ
13	8525.2020～8529.2029	無線機
14	8525.3010～8525.4050	ビデオカメラ、デジタルカメラ
15	8528.1210～8528.3020	テレビ
16	8534.0010～8534.0090	プリント基板
17	8540.1100～8540.9990	テレビ用ブラウン管
18	8542.1000～8542.9000	集積回路及び超小型組立
19	9009.1110～9009.9990	コピー機
20	9018.1100～9018.9090	医療機器
21	9022.1200～9022.9090	放射線応用機器

中国は、当局の環境保護規制基準に基づいてスクラップ原料の輸入に一定の規制を敷いている。なかでも品質低下著しい非鉄金属スクラップには、2003年8月15日に発令された21品目の完全輸入停止に代表されるように厳しい措置が採られている。非鉄金属スクラップと称して家電製品、パソコン、モニターの混入が常態化し、ダスト分は増え、銅、アルミの回収率が低下していたことで当局は規制強化に踏みきった。

国家検閲検疫局は、2003年8月末に「日本からの輸入非鉄金属スクラップに関する警告」との文書を発表し、関係各所に通達している。内容は、日本からスクラップを輸出する際の船積み前検査を強化し、中国環境保護規制基準に該当しないものは受入を禁止するとともに、到着貨物が

海関総署の検査で不合格となった場合は、そのまま返却、不合格貨物のインポーターとユーザーの情報は直ちに総局と検査監査司に報告、場合によっては何らかの処罰を実施し、輸出前と到着後の検査申請をストップする、というもの。

(3) 輸入可能な使用済製品・スクラップ品目

下表の廃棄物は輸入制限を受けるが、次項の3つの表以外のものであれば、輸入可能である。

表1-17 2002年1月1日付の輸入制限目録(第一批)

商品コード	商品名称	注釈
26190000	スラグ、ドロス(粒状スラグを除く)、スケールその他のくず(鉄鋼製造の際に生じるもの)	製鉄所で発生する(粒状スラグは除く)
39151000	エチレン重合体のくず(ポリエチレンのくず)	
39152000	スチレン重合体のくず(ポリスチレンのくず)	
39153000	塩化ビニル重合体のくず(塩ビのくず)	
39159000	その他プラスチックのくず	
72042100	ステンレスのくず	
72044900.10	廃自動車プレス品	
72044900.20	(シュレッダーなどの)鉄主体ミックスメタル	
74012000	セメントカッパー(沈殿銅)	
74040000.10	(シュレッダーなどの)銅主体ミックスメタル	廃モーター、電線・ケーブル、五金電気製品を含む
76020000.10	(シュレッダーなどの)アルミ主体ミックスメタル	廃電線・ケーブル、五金電気製品を含む
89080000	解体用船舶その他の浮き構造物	

(4) 輸入禁止品目

現在、輸入禁止となっている廃棄物は、下の3つの表のリストアップされている。

表1-18 輸入禁止貨物目録(第3批)

番号	商品コード	商品名称
1	2620.2100	加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥
2	2620.6000	ヒ素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、ヒ素もしくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの
3	2620.9100	アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有するもの
4	2621.1000	都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物
5	2710.9100	ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)を含む廃油
6	2710.9900	その他の廃油
7	3006.8000	薬剤廃棄物(当初に意図した使用に適さない薬剤、例えば使用期限を過ぎたもの)
8	3825.1000	都市廃棄物
9	3825.2000	下水汚泥
10	3825.3000	医療廃棄物
11	3825.4100	ハロゲン化合物の有機溶剤廃棄物
12	3825.4900	その他の有機溶剤廃棄物
13	3825.5000	金属浸漬液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物
14	3825.6100	有機物を主成分とする化学工業廃棄物
15	3825.6900	化学工業廃棄物

1 6	3825.9000	その他の化学工業、都市廃棄物、下水汚泥以外の廃棄物
1 7	7112.3010	貴金属又はその化合物を含む灰で金のもの
1 8	7112.3090	貴金属又はその化合物を含む灰で金、白金以外のもの

表1-19 輸入禁止貨物目録(第四批)

番号	商品コード	商品名称
1	0501.0000	人髪(加工してないものに限る。洗ってあるかないかを問わない)及びそのくず
2	0502.1030	猪及び猪の毛のくず
3	0502.9020	あなぐま及びその他の毛で作られたもののくず
4	0503.0090.10	馬毛のくず
5	1703.1000	甘しゃ糖みつ
6	1703.9000	その他の糖みつ
7	2517.2000	スラグ、ドロスその他これらに類する工業残渣
8	2517.3000	タールマカダム
9	2620.2900	鉛を主成分とする灰及び残渣で加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥以外のもの
10	2620.3000	銅を主成分とする灰及び残渣
11	2620.9910	ウランを主成分とする灰及び残渣
12	2620.9990.90	その他の金属を含む灰及び残渣
13	4004.0000.10	ゴムのくず並びにその切りくず
14	4115.2000.10	革残渣、その灰、液状及び粉末状のもの
15	6309.0000	中古の衣類その他の物品
16	8548.1000	一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済の一次電池及び蓄電池

表1-20 輸入禁止貨物目録(第五批)

番号	商品コード	商品名称
1	8415.1010 ~ 8415.9090	エアコン
2	8417.8020	放射性廃物
3	8418.1010 ~ 8418.9999	冷蔵庫
4	8471.1000 ~ 8471.5090	自動データ処理機械及びその設備
5	8471.6010	モニター
6	8471.6031 ~ 8471.6039	プリンター
7	8471.6040 ~ 8471.9000	パソコン類
8	8516.5000	電子レンジ
9	8516.6030	電気釜
10	8517.1100 ~ 8517.1990	電話機
11	8517.2100 ~ 8517.2200	ファクシミリ及びテレプリンター
12	8521.1011 ~ 8521.9090	ビデオデッキ
13	8525.2020 ~ 8529.2029	無線機
14	8525.3010 ~ 8525.4050	ビデオカメラ、デジタルカメラ
15	8528.1210 ~ 8528.3020	テレビ
16	8534.0010 ~ 8534.0090	プリント基板
17	8540.1100 ~ 8540.9990	テレビ用ブラウン管
18	8542.1000 ~ 8542.9000	集積回路及び超小型組立
19	9009.1110 ~ 9009.9990	コピー機
20	9018.1100 ~ 9018.9090	医療機器
21	9022.1200 ~ 9022.9090	放射線応用機器